

1. 動物実験計画書と遺伝子組換え実験計画書等の承認

- ・当施設で実験を開始する前に、本学の動物実験計画書の承認を受けてください。
- ・遺伝子組換え動物を使用する際には、実験を開始する前に、本学の遺伝子組換え計画書の承認を受けてください。
- ・当施設から遺伝子組換え動物を学外に搬出する際は、前もって譲渡申請を行ってください。

2. 動物の搬入方法と基準

- ・搬入できる動物は、承認を受けた動物実験計画書に記載された系統と匹数に限ります。
- ・実験生物搬入申込書を、微生物モニタリング検査証とともに事務に提出してください。
- ・微生物モニタリング検査証は、下記の項目を入れてください。

マウスの場合

Corynebacterium kutscheri

Mycoplasma pulmonis

Salmonella spp.

Clostridium piliforme

Sendai virus

Mouse hepatitis virus

消化管内原虫

外部寄生虫

蟻虫

ラットの場合

Corynebacterium kutscheri

Mycoplasma pulmonis

Salmonella spp.

Bordetella bronchiseptica

Clostridium piliforme

Sendai virus

Hantavirus

Sialodacryoadenitis virus

消化管内原虫

外部寄生虫

蟻虫

ウサギの場合

Salmonella spp.

Pasteurella multocida

Bordetella bronchiseptica

Clostridium piliforme

Sendai virus

Eimeria spp.

Psoroptes cuniculi

- ・ 遺伝子組換え動物を搬入する際は、前もって譲受申請を行ってください。

3. 物品の搬入方法

- ・ 物品を搬入する際は、入室準備室でアルコール消毒してください。
- ・ 大きな物品やアルコール消毒できないものは、パスルーム内で半日以上、紫外線消毒してから搬入してください。

4. 微生物モニタリングの供試動物と検査項目

- ・ 微生物モニタリングを実施するため、飼育室内で 2 か月以上飼育した動物を出してください。遺伝子組換え動物の場合は、譲渡申請を行うとともに、遺伝子情報を供給してください。

5. 緊急時の対応について

地震の場合は火災、停電、津波も同時に発生する機会が多いことから、地震だけでなく、火災、停電、津波等についても留意してください。また地震の規模、建物の被災の状況を見て以下の判断を下してください。

(1) 初期対応(生命、安全確保の優先)

- ・ 自身の安全確保を行い、災害規模が小さければ、可能な範囲で初期消火等を行ってください。
- ・ 基本原則として、まず、自身の避難経路を確保してください。

(2) 実験中の動物への対応

- ・ 自身の避難経路を確保した後に、動物が飼育室あるいは実験室の外に逃亡しないよう万全を期してください。
- ・ 実験中の小動物は、ケージ等に収容し床あるいは飼育棚に置いてください。

(3) 使用中の機器への対応

- ・ 直ちに運転を停止してください。

(4) 使用中の薬品への対応

- ・ 落下しないよう床に置く等の対処をしてください。
 - ・ 発火性・爆発性のある薬品については本学が定める方法に従ってください。
- (5) ガス、電気、水道等への対応
- ・ 直ちに使用を中止し、元栓等を閉めてください。
- (6) 飼育室/実験室からの脱出
- ・ 脱出時には動物の逃亡がないよう必ず扉を閉めてください。
- (7) 通報:
- ・ 自身の安全を第一に行動してください。
 - ・ 可能であれば同一階に大声で事態を知らせてください。
 - ・ 防災センター（内線 4600）に連絡してください。内線電話が使用不能の場合は移動して連絡してください
 - ・ 夜間や休日の場合も同様です。
- (8) 動物実験施設外への脱出
- ・ 近くの非常口等を使用して脱出してください。
 - ・ 脱出時には開けた扉は必ず閉めてください。避難経路の確保が困難と判断した場合は、開放もやむを得ません。
- (9) 当施設への状況報告
- ・ 後日、実験中の動物に対する対応及び脱出経路について報告してください。
- (10) 災害後の機器の点検
- ・ 建物の安全確認後、機器を点検し、正常運転が不能な場合は搬出等の対応措置を講じてください。
 - ・ 施設の復旧・整備等が必要な場合は、センター長の要請に応じて利用者が所有する機器を搬出する場合があります。
- (11) 災害後の動物の確認、安楽死の必要性の判断、適正な数の動物飼育の継続
- ・ 建物の安全確認後、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、当施設の職員に対処を相談してください。
 - ・ 災害の規模が大きく全動物を適正に維持することが困難と判断された場合、当施設と協議の上、利用者が動物を安楽死処置してください。
- (12) その他
- ・ 停電を想定して、懐中電灯の場所を確認しておいてください。
 - ・ 各自で必要と考えられる措置を実施し、後日動物実験施設に連絡してください。